議案第5号

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和6年6月4日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の概要について

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第18号)の一部が改正されたことから、本町においてもこれに準じ、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1)職員の配置基準の見直し

小規模保育事業所(C型を除く。)及び事業所内保育事業所における満3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の配置基準を 次のように見直します。 (第29条、第31条、第44条、第47条)

| 年齢区分 | 職員配置基準(児童:職員) | |
|-------|---------------|------|
| | 改正後 | 改正前 |
| 3歳児 | 15: 1 | 20:1 |
| 4・5歳児 | 25:1 | 30:1 |

3 施行日 公布の日

家庭的保育事業等とは

家庭的保育事業等とは、特定地域型保育事業で、施設型給付(施設の運営等に係る費用の補助)を受けるために市町村から「確認」が行われた、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を指します。

(本町の状況)

| 小規模保育事業(A型) | ゆうゆうランド高根沢園、あいランド保育園、おとぎのおうち保育園 <※0~2歳児までを受け入れる保育所> |
|-------------|--|
|-------------|--|

※本町に家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業はありません。

高根沢町条例第 号

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高根沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年高根沢町条例第20号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (職員) | (職員) |
| 第29条 | 第29条 |
| 2 | 2 |
| (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 (職員) | (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 (職員) |
| 第31条 | 第31条 |
| 2 | 2 |
| (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 (保育所型事業所内保育事業所の職員) | (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね20人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 (保育所型事業所内保育事業所の職員) |
| 第44条 | 第44条 |

2

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同 じ。) おおむね15人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 (小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条

2

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同
- じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人

•

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同 じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 (小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条

2

- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項 第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同 じ。) おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。